

業 務 内 容

1. 浄化槽法定検査・検査結果検討会事業

(1) 浄化槽法第7条及び第11条に定める水質に関する法定検査(以下「7条検査」及び「11条検査」という。)を行う。

11条検査については、「10人槽以下の単独処理浄化槽」をはじめ未受検浄化槽への検査拡大のため、目標検査基数を設定し、検査体制も充実させて受検率の更なる向上に努める。

(参考)

7条検査目標基数	1,000基	(25年度当初計画	1,000基)
11条検査目標基数	48,100基	("	43,800基)
合計	49,100基	("	44,800基)

(2) 未受検者に対しては、受検案内を送付するなどきめ細やかな対応を行い、法定検査の啓発に努める。

特に「10人槽以下の単独処理浄化槽」については、平成23年8月から24年7月にかけて全ての保健所管内の設置者に対し、1回目の受検案内を送付した。さらに、1回目の案内で申込みのなかった設置者に対して、平成24年11月から平成25年9月にかけて2回目の受検案内を合計14,455通送付した。

なお、3回目の受検案内については、2回目までの受検状況及び検査の進捗状況を勘案し、26年度中に実施することとしている。

(3) 検査結果に基づく不適正事項のその後の措置状況について検討を行い、改善指導策を関係者と協議するため法定検査結果検討会を開催し、不適正浄化槽の改善に努める。

開催回数 東部地区、西部地区 各3回

構成員 県担当課、各保健所、浄化槽協会

2. 浄化槽普及啓発事業

浄化槽設置基数の拡大を図るため、浄化槽の特徴、利点等について啓発媒体を用いて県民に広く啓発を行うとともに、全国浄化槽推進市町村協議会を通じて国に対し浄化槽施策の充実について要望を行う。

3. 行政担当者研修会の開催

浄化槽の整備や維持管理、法制度などの専門的知識を修得してもらうため、行政担当者を対象とした研修会を開催する。

(1) 開催回数 1回

(2) 対象 県並びに市町村の浄化槽担当者

4. 浄化槽推進検討会の開催

浄化槽を普及する具体的方策等の検討を行い関係行政機関に提案・要望したり、浄化槽の普及促進に関係者が連携した活動を行うため、公共団体職員、浄化槽の普及促進を行う関係団体で構成する浄化槽推進検討会を開催する。

(1) 開催回数 東部地区、西部地区 各1回

(2) 構成員 県関係課、各保健所、各市町村、浄化槽協会

5. 補助対象登録浄化槽実地調査事業

日本環境整備教育センターの委託を受け、全国浄化槽推進市町村協議会に登録された浄化槽(国庫交付金交付対象)が登録された性能を発揮しているかどうか、実地調査により実証する。

6．新設浄化槽管理者普及啓発事業

新たに浄化槽を使用する者に対し、浄化槽の正しい使い方、適正な維持管理、法定検査の受検義務などについて啓発を行う。

(1) 設置者講習会の開催

島根県浄化槽協会と共催で、各保健所単位で開催する。

(2) 新設浄化槽管理者フォローアップ事業

島根県から委託を受け、浄化槽を新たに使用している管理者に対して、管理者の三つの責務（保守点検、清掃、法定検査）や適切な使用方法に関する理解を深めるための啓発資料を作成し、送付する。

7．BOD分析導入に向けた取り組み

(1) BOD分析導入のための資金の積立

法定検査項目の「生物化学的酸素要求量（BOD）」の分析を行う施設設備整備等に備え、引き続き「資産取得資金（BOD分析施設等取得資金）」の充実を図る。

(2) BOD分析導入に向けた具体策の調査検討

25年度に開催された調査研究委員会の報告を踏まえ、BOD導入の課題について更に検討していく。

8．検査員研修事業

検査員の検査技術の向上並びに職員の資質向上のため、各種研修会に参加させるとともに、センター内研修等を年3回程度開催し、研修内容の充実を図ることにより資質の向上を図る。